

平成24年9月14日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

別紙資料3 事務事業ごとの業務分担（案） （補足資料）

1 事務事業の選定

- (1) 市民に影響のある事務事業だけでなく、業務集約後の円滑な執行体制を整えるため、全ての事務事業の見直しを実施
- (2) 事務事業の選定に当たっては、
 - ・ 予算の有無にかかわらず、総合事務所が現に対応している全ての事務
 - ・ 予算上での事務事業単位でなく、事務手順書を作成しているレベルの事務

2 見直し作業の経過

(1) 検討・調整の経過

【4月下旬～】各総合事務所が現行の業務分担の見直し案を検討

【6月中旬～】グループ（試案）内での総合事務所の検討結果の調整

【8月2日～】各部の主管課長会議で総合事務所との調整の方法を協議

総合事務所の検討結果を踏まえた担当課による検討

13区総合事務所長及び各課長との基本的な見直しの方向性の協議

総合事務所のグループ長・班長と各課との個別の事務事業の調整会議

(2) 見直しの考え方

総合事務所で受け付けた案件の執行手順を明確にする。

業務を次の区分により整理した上で、業務分担・執行手順を見直す。

経由： 書類の受け取り

書類の記入・添付物の不備の確認

受付：書類等処理する部署等での受け取り

審査：補助金の審査など、書類の詳細確認

調整：申請・相談等の申出者本人や地権者・団体等との協議・調整

決定：決裁等の意思決定を行う行為

処理：決定通知の発送、施工等の実際の事業の実施